◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２６４号（H26. 9. 5）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝２件（８月２９日～９月４日分）
（１）法人タクシーの死亡事故
（２）貸切バスの火災事故
２．運行記録計義務付け対象拡大に係る省令改正の意見公募を開始しました
３．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
４．「第９回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
５．「事業用自動車事故調査委員会」の発足について
６．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
７．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
８．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
９．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１０．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１１．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１２．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１３．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

（２）貸切バスの火災事故
９月１日（月）午後１時頃、群馬県において同県に営業所を置く貸切バスの火災事故が発生した。
事故は、目的地に到着する２分位前に、乗客から焦げ臭いと言われ、目的地に停車して乗客を降ろした後、車両から煙が出ているのを確認したので、車両を駐車場に移動してエンジンルームを開けたところ、エアコンパイプ周辺からの出火を確認した。
運転者が車両に備え付けの消火器を用いて消火し、消防へ連絡した。
この事故のよる負傷者等はなし。

◇◇◇

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html

◇◇◇

◇◇◇

処分等の基準を定めた通達が改正されました。
これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。
また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。
新監査方針は平成２５年１０月１日から施行、新処分基準は平成２５年１１月１日から施行。
詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

【１２．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成２５年５月１日より、保有車両数が５両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。
（ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に５両割れ事業者であった者については、平成２６年４月３０日までに運行管理者の選任を行う必要があります。）

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇